

2020年4月2日

経済産業大臣  
梶山 弘志 様

### ALPS 処理汚染水に関する意見聴取のあり方に関する要請書

東京電力福島第一原子力発電所で増え続ける「ALPS（多核種除去設備）で処理した放射性物質を含む水」（以下 ALPS 処理汚染水）について、経済産業省は4月6日に福島市で「関係者の御意見を伺う場」を予定しています。意見をのべるのは、関連団体などきわめて限定的であり、一般の市民が自由な立場から発言する機会は設けられていません。

もちろん、海洋放出となったとき重大な影響を受ける漁協をはじめとした各種関連団体は重要な利害関係者です。しかし、こうした団体に属さない、個人からの意見聴取も重要なもの言うまでもありません。ALPS 小委員会においても、委員から繰り返し、「関係者」を狭く絞るべきではない点、指摘がありました。意見聴取は、一般の市民も対象とすべきですし、福島市のみならず、福島県全域、福島県外でも行うべきです。

また、単に意見聴取を行うのみならず、経済産業省から十分な説明を行い、提起された質問には十分に答えるべきです。経済産業省は「書面での意見聴取」も行うとしていますが、これでは意見を出すことができる人が限定される上に、意見が「ききっぱなし」にされる恐れが大いにあります。報道関係者も入れた場で、説明および十分な質疑も入れた上での、意見聴取の場とすべきではないでしょうか。さらに、本件に関しては、大型タンクにおける陸上長期保管、モルタル固化による処分、敷地の拡大等についても提案されています。しかし、これらに関して ALPS 小委員会等で十分に審議されたとは言い難い状況です。これらについても、公開の場で公平に討議する機会をつくるべきです。

こうした十分な討議および意見聴取を行わないうちは、ALPS 処理汚染水の処分方法を決定すべきではありません。

#### <要 請 項 目>

1. 4月6日の「関係者の御意見を伺う場」は当面、延期とすること
2. 新型コロナウイルスのリスクが十分低減されたのちに、以下のような討議・意見聴取会を設けること
  - (ア)一般市民も意見表明できるようにすること
  - (イ)福島市のみならず福島県全域、福島県外でも実施すること
  - (ウ)公開の場で行うこと
  - (エ)経済産業省による説明および十分な質疑の時間を確保すること
  - (オ)大型タンクによる陸上保管、モルタル固化処分案、敷地拡張案など、大気・海洋放出以外の代替案についても意見表明および討議の機会を設けること
3. 聴取した意見については、十分な検討を加え、その結果について公開すること
4. 以上のような十分な討議および意見聴取を行わないうちは、処分方法を決定しないこと

国際環境 NGO FoE Japan

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

TEL: 03-6909-5983 / FAX: 03-6909-5986